

住民税均等割非課税世帯の皆さまへ再度のお知らせです

令和5年度 津久見市低所得世帯等給付金 (3万円／1世帯)の申請はお済みですか？

期限(11月30日)が迫っています。

対象となる世帯で、まだ申請していない場合はお早めに申請してください。
期限を過ぎると給付金(3万円／1世帯)を受け取ることができなくなります。

津久見市から支給要件確認書が届いている方の場合

給付金を受け取るには、**確認書(黄色の用紙)の提出が必要**です。

期限：令和5年11月30日まで

①確認書

②身分証明書および世帯主名義の通帳(確認書に支給
口座が記載されていない方、または記載されている
口座とは別の口座へ振込を希望される方の場合)



提出先：津久見市社会福祉課

未申告の方・令和5年1月2日以降転入の方の場合

給付金を受け取るには、**申告と申請が必要**です。

期限：令和5年11月30日まで

①申請書

②未申告の方は令和4年中の収入がわかるもの

③身分証明書および世帯主名義の通帳



提出先：津久見市社会福祉課
津久見市税務課

家計急変世帯の方の場合

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

期限：令和5年12月28日まで

①申請書 ※社会福祉課にご用意しています。

②世帯全員の収入がわかるもの

③身分証明書および世帯主名義の通帳



提出先：津久見市社会福祉課

※令和5年1月2日以降に日本に入国し、課税権がない方は支給対象外となります。

〇問い合わせ

津久見市役所社会福祉課

窓口：9:00～17:00(平日)

電話：0972-82-9547

給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」
にご注意ください!!